

必読

暮らしの法律ナビ

No.34 親族の紛争解決の
新しい制度

今年1月1日から親族の揉め事を解決する手続として「家事事件手続法」が施行されました。これまで家族の状況や国民の法意識は日々大きく変化してきましたが法律改正が追いついていませんでした。そこで家庭裁判所の手続をもっと利用しやすくするために全面的に見直したものです。今回の新しい法律の代表例をご紹介します。

①申立人から裁判所に提出された申立書写しを原則として相手方に送付する。↓
離婚調停申立等の事件において相手方は事前に申立書の内容を確認できるので第一回目の裁判期日から充実した話し合いが可能になりました。

レビ会議システムが導入された。↓例えば遺産分割調停において相続人が遠隔地に居住して裁判所に出頭できない場合でも電話やテレビを使用することで、その相続人を出頭したものとみなし手続を進行させることが可能になりました。その他にも国民が利用しやすいように様々な規定が盛り込まれています。お悩みの方は専門家に相談ください。

過払い金の返還請求なら**債務整理 離婚 相続 他****三田中央事務所**司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>